

東京都空き家対策連絡協議会設置要綱

29都市住政第94号

平成29年4月27日

30都市住政第999号

平成31年3月11日改正

3 住住民第1102号

令和4年3月30日改正

4 住民画第484号

令和4年9月14日改正

6 住民画第345号

令和6年7月9日改正

(目的)

第1条 空き家の適正管理及び利活用等の推進等の空き家対策に取り組む区市町村に対し、他自治体の取組の情報共有や専門知識の習得等をはじめとする技術的支援を行うため、東京都空き家対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 空き家の適正管理及び利活用に関すること
- (2) 空き家に関する情報共有
- (3) 空き家に関する課題の共有及び検討
- (4) その他空き家対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員及びオブザーバーをもって組織する。

- 2 前条の所掌事項を遂行するに当たり、協議会内に具体的な事項を協議・検討するためのワーキンググループを設置することができる。

(座長)

第4条 協議会には、座長を1名置く。

- 2 座長は、東京都住宅政策本部民間住宅施策推進担当部長とする。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 座長に事故があるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が座長の職務を代理する。

5 座長は、必要に応じて構成員及びオブザーバー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議会)

第5条 座長は、協議会を招集する。

2 座長は、協議会の議長となる。

(協議会の公開)

第6条 協議会は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を取り扱うとき等であって、座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、東京都住宅政策本部民間住宅部計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項については、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から適用する。

附 則 (30都市住政第999号)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (3住住民第1102号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (4住民画第484号)

この要綱は、令和4年9月9日から適用する。

附 則 (6住民画第345号)

この要綱は、令和6年7月9日から適用する。

別表

構成員(各自治体における空き家対策関連部署)	
千代田区	小金井市
中央区	小平市
港区	日野市
新宿区	東村山市
文京区	国分寺市
台東区	国立市
墨田区	福生市
江東区	狛江市
品川区	東大和市
目黒区	清瀬市
大田区	東久留米市
世田谷区	武蔵村山市
渋谷区	多摩市
中野区	稲城市
杉並区	羽村市
豊島区	あきる野市
北区	西東京市
荒川区	瑞穂町
板橋区	日の出町
練馬区	檜原村
足立区	奥多摩町
♪ 飾区	大島町
江戸川区	利島村
八王子市	新島村
立川市	神津島村
武蔵野市	三宅村
三鷹市	御蔵島村
青梅市	八丈町
府中市	青ヶ島村
昭島市	小笠原村
調布市	東京都
町田市	

オブザーバー
警視庁
東京消防庁